

○経済産業省令第 号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成二十七年 月 日

経済産業大臣 宮沢 洋一

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第四号及び第五号中「なつたこと」の下に「（第八号に規定する特別贈与認定株式一部再贈与について第十二条第十四項に基づく経済産業大臣の確認を受けた場合を除く。）」を、同項第八号中「受けている株式等」の下に「（以下「認定贈与株式」という。）」を加え、「含む」を「含み、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合（第四項各号のいずれかに該当するに至った

場合に限る。）において、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式の一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「特別贈与認定株式一部再贈与」という。）をしたことについて、第十二条第十四項に基づく経済産業大臣の確認を受けたときを除く」に改め、同条第三項第四号及び第五号中「なつたこと」の下に「（第八号に規定する特別相続認定株式一部贈与について第十二条第十四項に基づく経済産業大臣の確認を受けた場合を除く。）」を、同項第八号中「受けようとする株式等」の下に「（以下「認定相続株式」という。）」を加え、「含む」を「含み、当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合（第四項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。）において、当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の認定相続株式の一部について法第十二条第一項の認定に係る贈与（以下「特別相続認定株式一部贈与」という。）をしたことについて、第十二条第十四項に基づく経済産業大臣の確認を受けたときを除く」に改め、同条第四項中「至つた場合」の下に「（当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人が当該特別贈与認定中小企業者又は当該特別相続認定中小企業者の代表者を退任した場合において、当該経営承継受贈者又は当該経営承継相続人が当該特別贈与認定中小企業者又は当該特別相続認定中小企業者の認定贈与株式又は認定相続株式の全部について法第十二条第一項の認定に係る

贈与をした場合を除く。)」を加える。

第十一条第四項の表第十二条第一項第一号、第五項第一号及び第十一項第一号の項中「第五項第一号及び」を「第五項の表の第二号の下欄イ並びに同表の第三号の下欄イ及びリ並びに」に、同表第十二条第一項第二号、第五項第二号及び第十一項第二号の項中「第五項第二号及び」を「第五項の表の第二号の下欄口及び同表の第三号の下欄口並びに」に、同表第十二条第一項第三号、第二項第一号及び第三号から第五号まで、第五項第三号、第六項第一号及び第三号から第五号まで、第十一項第三号並びに第十二項第一号、第三号及び第五号の項中「第五項第三号」を「第五項の表の第二号の下欄ハ及び同表の第三号の下欄ハ」に、同条第五項の表第十二条第三項第一号及び第七項第一号の項中「及び第七項第一号」を「並びに第七項の表の第二号の下欄イ並びに同表の第三号の下欄イ及びリ」に、同表第十二条第三項第二号及び第七項第二号の項中「及び第七項第二号」を「並びに第七項の表の第二号の下欄口及び同表の第三号の下欄口」に、同表第十二条第三項第三号、第四項第一号及び第三号から第五号まで、第七項第三号並びに第八項第一号及び第三号から第五号までの項中「第七項第三号」を「第七項の表の第二号の下欄ハ及び同表の第三号の下欄ハ」に改める。第十二条第五項を次のように改める。

5 第一項の規定にかかるわらず、特別贈与認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合（当該認定に係る贈与に係る贈与税申告期限前に当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者が死亡した場合を除く。）には、当該各号の中欄に掲げる日（以下「隨時贈与報告基準日」という。）の翌日から一月（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、四月）を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

一 第九条第二項各号（第三号及び第二十二号を除く。）	以下この項において同じ。	（第九条第二項各号のいづれかに該当したこと）
（第九条第二項各号のいづれかに該当したこと）	（第九条第二項各号のいづれかに該当したこと）	（第九条第二項各号のいづれかに該当したこと）

（第九条第二項各号のいづれかに該当したこと）	（第九条第二項各号のいづれかに該当したこと）	（第九条第二項各号のいづれかに該当したこと）
（第九条第二項各号のいづれかに該当したこと）	（第九条第二項各号のいづれかに該当したこと）	（第九条第二項各号のいづれかに該当したこと）

二 当該経営承継受贈者が死
亡したとき

当該経営承継受贈者が死亡
した日

当該経営承継受贈者が死亡したこと（
ただし、次に掲げる事項も併せて報告
しなければならない。）

イ 随時贈与報告基準期間（当該隨

時贈与報告基準日の直前の贈与報
告基準日の翌日から当該隨時贈与
報告基準日までの間をいう。以下

同じ。）における代表者の氏名

ロ 当該隨時贈与報告基準日におけ
る常時使用する従業員の数

ハ 隨時贈与報告基準期間における

当該特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数

二 隨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと

ホ 隨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと

ヘ 隨時贈与報告基準事業年度（当

該隨時贈与報告基準日の直前の贈

与報告基準日の翌日の属する事業年度から当該隨時贈与報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度をいう。以下同じ。）においていずれも当該特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないことト 隨時贈与報告基準事業年度における当該特別贈与認定中小企業者の総収入金額チ 隨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社

に該当しないこと

三 当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した場合（

第九条第四項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。）において、当該経営承継受贈者が当該特別贈与認定中小企業者の認定

当該経営承継受贈者が特別贈与認定中小企業者の代表者を退任した日

特別贈与認定株式再贈与が生じたこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）

イ 隨時贈与報告基準期間における

代表者の氏名

ロ 当該随時贈与報告基準日における常時使用する従業員の数

ハ 隨時贈与報告基準期間における

当該特別贈与認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数

認定に係る贈与（以下「特

別贈与認定株式再贈与」と
いう。)をしたとき

二　隨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと

ホ　隨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと

ヘ　隨時贈与報告基準事業年度においていずれも当該特別贈与認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと

ト　隨時贈与報告基準事業年度にお

ける当該特別贈与認定中小企業者の
総収入金額

チ 隨時贈与報告基準期間において、当該特別贈与認定中小企業者の特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと

リ 当該経営承継受贈者が代表者を退任した日

ヌ 当該経営承継受贈者が第九条第四項各号のいずれかに該当する事実に至つたこと

の表の第三号の報告をする場合にあつては経営承継受贈者が第九条第四項のいずれかに該当するに至つた旨を証する書類を含む。」を加え、同条第七項を次のように改める。

7 第三項の規定にかかわらず、特別相続認定中小企業者は、次の表の各号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合（当該認定に係る相続に係る相続税申告期限前に当該特別相続認定中小企業者の経営承継相続人が死亡した場合を除く。）には、当該各号の中欄に掲げる日（以下「隨時相続報告基準日」という。）の翌日から一月（第二号及び第三号の上欄に掲げる場合に該当することとなつた場合にあつては、四月）を経過する日までに、当該各号の下欄に掲げる旨を経済産業大臣に報告しなければならない。

一 第九条第三項各号（第三	第九条第三項各号のいづれ
号を除く。以下この項にお いて同じ。）のいずれかに 該当したとき（第二号及び 第三号の上欄に掲げる場合	第九条第三項各号のいずれかに該当した日 たこと

に該当することとなつた場合を除く。）

二 当該経営承継相続人が死

亡したとき

当該経営承継相続人が死亡

した日

当該経営承継相続人が死亡したこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）

イ 隨時相続報告基準期間（当該隨

時相続報告基準日の直前の相続報

告基準日の翌日から当該隨時相続

報告基準日までの間をいう。以下

同じ。）における代表者の氏名

ロ 当該隨時相続報告基準日におけ

る常時使用する従業員の数

八 隨時相続報告基準期間における

当該特別相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者が有する株式等に係る議決権の数

二 隨時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと

ホ 隨時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと

ヘ 隨時相続報告基準事業年度（当

該隨時相続報告基準日の直前の相
続報告基準日の翌日の属する事業
年度から当該随时相続報告基準日
の翌日の属する事業年度の直前の
事業年度までの各事業年度をい
う。以下同じ。）においていずれ
も当該特別相続認定中小企業者が
資産運用型会社に該当しないこと
ト 随時相続報告基準事業年度にお
ける当該特別相続認定中小企業者
の総収入金額

チ 随時相続報告基準期間におい
て、当該特別相続認定中小企業者

の特定特別子会社が風俗営業会社
に該当しないこと

三 当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の代表者の代表者を退任した場合（第九条第四項各号のいずれかに該当するに至った場合に限る。）において、当該経営承継相続人が当該特別相続認定中小企業者の認定相続株式の全部又は一部について法第十二条第一項の

当該経営承継相続人が特別相続認定中小企業者の代表者を退任した日

特別相続認定株式贈与が生じたこと（ただし、次に掲げる事項も併せて報告しなければならない。）

- イ 随時相続報告基準期間における代表者の氏名
- ロ 当該随時相続報告基準日における常時使用する従業員の数

- ハ 隨時相続報告基準期間における当該特別相続認定中小企業者の株主又は社員の氏名及びこれらの者

認定に係る贈与（以下「特別相続認定株式贈与」といいう。）をしたとき

が有する株式等に係る議決権の数
二 隨時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないこと

ホ 隨時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者が資産保有型会社に該当しないこと

ヘ 隨時相続報告基準事業年度においていざれも当該特別相続認定中小企業者が資産運用型会社に該当しないこと

ト 隨時相続報告基準事業年度における当該特別相続認定中小企業者の総収入金額

チ 隨時相続報告基準期間において、当該特別相続認定中小企業者の

特定特別子会社が風俗営業会社に該当しないこと

リ 当該経営承継相続人が代表者を退任した日

ヌ 当該経営承継相続人が第九条第四項各号のいずれかに該当する事実に至つたこと

第十二条第八項中「前項ただし書」を「前項の表の第二号及び第三号」に改め、「書類」の下に「（前項の表の第三号の報告をする場合にあつては経営承継相続人が第九条第四項のいずれかに該当するに至つた旨を証する書類を含む。）」を、同条第十一項中「中小企業者の経営承継贈与者」の下に「（当該経営承継贈与者が当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る贈与をする前に、当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る受贈をしている場合にあつては、当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る受贈をした経営承継受贈者のうち最も古い時期に当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第十二条第一項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者とする。以下同じ。）」を加え、同条第十四項中「第五項ただし書」を「第五項の表の第二号」に、「第七項ただし書」を「第七項の表の第二号」に改め、「第二十号までに該当しないこと、」の下に「第五項の表の第三号及び第七項の表の第三号の報告を受けた場合には第九条第四項各号のいずれかに該当するに至つては、第六号、第七号及び第九号から第二十二号まで又は第九条第三項第一号から第三号まで、第六号、第七号及び第九号から第二十号までに該当しないこと、」を加える。

様式第7を次のように改める。

様式第 7

認定申請書

(施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の事由に該当する場合)

年 月 日

経済産業大臣名 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12 条第 1 項の認定（同法施行規則第 6 条第 1 項第 7 号の事由に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 特別贈与認定中小企業者について

主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額	円		
贈与の日	年 月 日		
贈与認定申請基準日	年 月 日		
贈与税申告期限	年 月 日		
常時使用する従業員の数	贈与の時	贈与認定申請基準日	
	(a)+(b)+(c)-(d) 人	(e)+(f)+(g)-(h) 人	
厚生年金保険の被保険者の数	(a) 人	(e)	人
70 歳以上 75 歳未満である健康保険の被保険者の数 (*1)	(b) 人	(f)	人
70 歳以上であって(*1)に該当しない 常時使用する従業員の数	(c) 人	(g)	人

役員（使用人兼務役員を除く。）の 数		(d)	(h)		
施行規則第16条の確認（施行 規則第17条第1項又は第2項 の変更の確認をした場合には 変更後の確認）に係る確認事項		確認の年月日及び番号	年　月　日（　号）		
		特定代表者の氏名			
		特定後継者の氏名			
贈与認定申請基準事業年度（年　月　日から　年　月　日まで）における特定資産等に 係る明細表					
種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又 は持分（*2）を除 く。）			(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又 は資産運用型子会社 に該当する特別子会 社の株式又は持分 (*2)			(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又 は持分以外のもの			(3) 円	(14) 円
不動産	現に自ら使用してい るもの			(4) 円	(15) 円
	現に自ら使用してい ないもの			(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の 施設の利用に 関する権利	事業の用に供するこ とを目的として有す るもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供するこ とを目的としないで 有するもの			(7) 円	(18) 円

絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの 事業の用に供することを目的としないで有するもの		(8) 円	(19) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産 経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者等（施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産		(10) 円	(21) 円
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 円	
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26)	円
贈与認定申請基準事業年度終了の日以前の5年間（贈与の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等 損金不算入となる給与	(27) (28)	円 円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28)) %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(25)/(26) %	
会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無			有□ 無□	

(*3)を発行している場合に はその保有者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）		円

2 贈与者及び経営承継受贈者について

総株主等 議決権数 贈与者	贈与の直前	(a)	個
	贈与の時	(b)	個
	氏名		
	贈与の時の住所		
	贈与の時の代表者への就任の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	代表者であった時期	年 月 日から 年 月 日	
	代表者であって、同族関係者と合わせて申請者の総株主等議決権数の 100 分の 50 を超える数を有し、かつ、いずれの同族関係者（経営承継受贈者となる者を除く。）が有する議決権数をも下回っていなかった時期(*)	年 月 日から 年 月 日	
	(*)の時期における総株主等議決権数	(c)	個
	(*)の時期における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(d)+(e) ((d)+(e))/(c)	個 %
	(*)の時期における保有議決権数及びその割合	(d) (d)/(c)	個 %
(*の時期 における 同族関係 者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
			(e) (e)/(c)
	(f) + (g) ((f)+(g))/(a)		個 %
			(f) (f)/(a)
贈与の直前 における同 族関係者	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
			(g) (g)/(a)

	(*2)から(*3)を控除した残数又は残額	(i)-(j)	株(円)
	贈与の直前の発行済株式又は出資（議決権の制限のない株式等に限る。）の総数又は総額(*1)	(h)	株(円)
	(*1)の 3 分の 2(*2)	(i)=(h) × 2/3 株(円)	
	贈与の直前において経営承継受贈者が有していた株式等の数又は金額(*3)	(j)	株(円)
	贈与の直前において贈与者が有していた株式等（議決権に制限のないものに限る。）の数又は金額		株(円)
	贈与者が贈与をした株式等（議決権の制限のないものに限る。）の数又は金額		株(円)
経営承継受贈者	氏名		
	住所		
	贈与の日における年齢		
	贈与の時における贈与者との関係（親族内・外）		
	贈与の時における代表者への就任の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	贈与の日前3年以上にわたる役員への就任の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	贈与の時における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(k)+(l)+(m) ((k)+(l)+(m))/(b)	個 %
	保有議決権数及びその割合	贈与の直前 (k)/(a) 贈与の時 ((k)+(l))/(b)	個 %
	(*4)のうち租税特別措置法第70条の7第1項の適用を受けようとする株式等に係る議決権の数(*5)		個
	(*5)のうち贈与認定申請基準日までに譲渡した数		個
贈与の時に おける同族 関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及び その割合
			(m) (m)/(b) 個 %

3 贈与の時以後における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名			
会社所在地)		
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額	円		
総株主等議決権数	(a)	個	
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
			(b) 個
			(b)/(a) %

4 贈与者が経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る贈与をする前に、認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る受贈をしている場合に記載すべき事項について

本申請による株式等の贈与が施行規則第 12 条第 5 項の表の第 3 号又は第 7 項の表の第 3 号の特別贈与認定株式再贈与又は特別相続認定株式贈与の該当の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	氏名	施行規則第 7 条第 4 項に基づく認定日	左記認定番号	左記認定を受けた株式数
特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。 (当該贈与をした者が複数ある場合には、贈与した順にすべてを記載する。)				

(備考)

- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 申請書の写し及び施行規則第 7 条第 2 項各号に掲げる書類を添付する。
- 施行規則第 6 条第 2 項の規定により申請者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該

当しないものとみなされた場合には、その旨を証する書類を添付する。

- 5 贈与認定申請基準事業年度終了の日において申請者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第6条第2項の規定によりそれぞれに該当しないものとみなされた場合を含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

(記載要領)

- 1 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
- 2 「贈与認定申請基準事業年度（年月日から年月日まで）における特定資産等に係る明細表」については、贈与認定申請基準事業年度に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 3 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により申請者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。
- 4 「(*3)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 5 「総収入金額（営業外収入及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。
- 6 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 7 「(*1)の3分の2」については、1株未満又は1円未満の端数がある場合にあっては、その端数を切り上げた数又は金額を記載する。
- 8 「贈与者から贈与により取得した数」については、贈与の時以後のいずれかの時において申請者が合併により消滅した場合にあっては当該合併に際して交付された吸収合併存続会社等の株式等（会社法第234条第1項の規定により競売しなければならない株式を除く。）に係る議決権の数、贈与の時以後のいずれかの時において申請者が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合にあっては当該株式交換等に際して交付された株式交換完全親会社等の株式等（会社法第234条第1項の規定により競売しなければならない株式を除く。）に係る議決権の数とする。
- 9 「特別子会社」については、贈与の時以後において申請者に特別子会社がある場合に記載する。特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

様式第11を次のように改める。

様式第 11

年次報告書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

郵便番号
会社所在地
会社名
電話番号
代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 12 条第 1 項（第 3 項）の規定により、下記の事項を報告します。

記

1 特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）について

主たる事業内容	
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における資本金の額又は出資の総額	円
贈与報告基準日（相続報告基準日）における資本金の額又は出資の総額	円
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由	
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における準備金の額	円
贈与報告基準日（相続報告基準日）における準備金の額	円
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由	

認定年月日及び番号	年 月 日 (号)					
贈与報告基準日 (相続報告基準日)	年 月 日					
贈与報告基準日 (相続報告基準日) における常時使用する従業員の数	(a)+(b)+(c)-(d) 人					
厚生年金保険の被保険者の数	(a) 人					
70 歳以上 75 歳未満である健康保険の被保険者の数(*1)	(b) 人					
70 歳以上であって(*1)に該当しない常時使用する従業員の数	(c) 人					
役員 (使用者兼務役員を除く。) の数	(d) 人					
各贈与報告基準日 (各相続報告基準日) における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の 5 年平均人数	1 回 目 (年 月 日)	(イ)	人			
	2 回 目 (年 月 日)	(ロ)	人			
	3 回 目 (年 月 日)	(ハ)	人			
	4 回 目 (年 月 日)	(ニ)	人			
	5 回 目 (年 月 日)	(ホ)	人			
	5 年 平 均 人 数	((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ))/5 人				
贈与報告基準期間 (相続報告基準期間) における代表者の氏名	年 月 日 から 年 月 日 まで					
	年 月 日 から 年 月 日 まで					
	年 月 日 から 年 月 日 まで					
贈与報告基準事業年度 (相続報告基準事業年度) (年 月 日 から 年 月 日 まで) における特定資産等に係る明細表						
種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入	
有価証券	特別子会社の株式又は持分 (*2) を除く。)			(1)	(12) 円	
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分 (*2)			(2)	(13) 円	
	特別子会社の株式又は持分以外のもの			(3)	(14) 円	
不動産	現に自ら使用しているもの			(4)	(15) 円	
	現に自ら使用していないものの			(5)	(16) 円	

ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6)	(17)
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(7)	(18)
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8)	(19)
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(9)	(20)
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(10)	(21)
	経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者等（施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(11)	(22)
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用収入の合計額		(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 円	
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26) 円		
贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）終了の日以前の5年間（贈与（相続の開始）の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者に対して支払われた剩余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剩余金の配当等		(27)	円
		損金不算入となる給与		(28)	円
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28)) %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合		(30)=(25)/(26) %	

会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無	有□ 無□	
(*3)を発行している場合に はその保有者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)
総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)		円

2 経営承継受贈者(経営承継相続人)について

贈与報告基準日(相続報告基準日)における総株主等議決権数	(a)	個
氏名		
住所		
贈与報告基準日(相続報告基準日)における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b)+(c) ((b)+(c))/(a)	個 %
贈与報告基準日(相続報告基準日)における保有議決権数及びその割合	(b) (b)/(a)	個 %
租税特別措置法第70条の7(第70条の7の2)第1項の適用を受ける株式等に係る議決権数(*1)		個
(*1)のうち贈与報告基準日(相続報告基準日)までに譲渡した数		個
贈与報告基準日(相続報告基準日)における同族関係者	氏名(会社名) 住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合 (c) (c)/(a)
		個 %

3 贈与報告基準期間(相続報告基準期間)中における特別子会社について

区分	特定特別子会社に該当 / 非該当		
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額	円		
総株主等議決権数	(a)		
株主又は社員	氏名(会社名) 住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合 (b) (b)/(a)	個 %

4 贈与者が経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る贈与をする前に、認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をしている場合に記載すべき事項について

	氏名	施行規則第7条 第4項に基づく 認定日	左記認定番号	左記認定を受けた株式数
特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。 (当該贈与をした者が複数ある場合には、贈与した順にすべてを記載する。)				

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 報告書の写し及び施行規則第12条第2項（第4項）各号に掲げる書類を添付する。
- 4 報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいづれかの業務をしているときには、その旨を証する書類を添付する。
- 5 贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいづれかの業務をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。
- 6 報告者の経営承継受贈者（経営承継相続人）が当該報告者の代表者でない場合（その代表権を制限されている場合を含む。）又は経営承継贈与者が当該報告者の代表者若しくは役員（代表者を除き、当該報告者から給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の支給を受けた役員に限る。）となった場合であって、当該経営承継受贈者（経営承継相続人）が施行規則第9条第4項各号のいづれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。

(記載要領)

- 1 報告者が株式交換等により特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）たる

地位を承継した株式交換完全親会社等である場合にあっては、「贈与報告基準日（相続報告基準日）における常時使用する従業員の数」については、特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）の常時使用する従業員の数に株式交換完全子会社等（承継前に特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）だったものに限る。）の常時使用する従業員の数を加算した数を記載する。

- 2 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
- 3 「各贈与報告基準日（各相続報告基準日）における常時使用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の5年平均人数」については、過去の年次報告分も含めて各贈与報告基準日（各相続報告基準日）における常時使用する従業員の数を記載し、5回目の年次報告時には、常時使用する従業員数の5年平均人数（その数に一未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）も記載する。
- 4 「贈与報告基準期間（相続報告基準期間）における代表者の氏名」については、贈与報告基準期間（相続報告基準期間）内に代表者の就任又は退任があった場合には、すべての代表者の氏名をその就任又は退任のあった期間ごとに記載する。
- 5 「贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）（年月日から年月日まで）における特定資産等に係る明細表」については、贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 6 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により報告者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。
- 7 「(*3)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 8 「総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。
- 9 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 10 「特別子会社」については、贈与報告基準期間（相続報告基準期間）中において報告者に特別子会社がある場合に記載する。なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

様式第12を次のように改める。

様式第 12

隨時報告書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

郵便番号
会社所在地
会社名
電話番号
代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第5項の表の第2号、第3号（第7項の表の第2号、第3号）の規定により、下記の事項を報告します。

記

1 特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）について

主たる事業内容	
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における資本金の額又は出資の総額	円
隨時贈与報告基準日（隨時相続報告基準日）における資本金の額又は出資の総額	円
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由	
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）における準備金の額	円

隨時贈与報告基準日（隨時相続報告基準日）における準備金の額		円		
贈与認定申請基準日（相続認定申請基準日）（合併効力発生日等）（株式交換効力発生日等）と比して減少した場合にはその理由				
認定年月日及び番号	年 月 日 (号)			
隨時贈与報告基準日（隨時相続報告基準日）	年 月 日			
隨時贈与報告基準日（隨時相続報告基準日）における常時使用する従業員の数	(a)+(b)+(c)-(d)	人		
厚生年金保険の被保険者の数	(a)	人		
70歳以上 75歳未満である健康保険の被保険者の数(*1)	(b)	人		
70歳以上であって(*1)に該当しない常時使用する従業員の数	(c)	人		
役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d)	人		
随时贈与報告基準期間（随时相続報告基準期間）における代表者の氏名	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで			
随时贈与報告基準事業年度（随时相続報告基準事業年度）（年 月 日から 年 月 日まで）における特定資産等に係る明細表				
種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分(*2)を除く。)		(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*2)		(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの		(3) 円	(14) 円
不動産	現に自ら使用しているもの		(4) 円	(15) 円
	現に自ら使用していないものの		(5) 円	(16) 円

ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの			(6)	円	(17)	円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(7)	円	(18)	円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの			(8)	円	(19)	円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの			(9)	円	(20)	円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産			(10)	円	(21)	円
	経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者等（施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産			(11)	円	(22)	円
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用収入の合計額		(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 円			
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額		(26) 円			
随時贈与報告基準事業年度（随時相続報告基準事業年度）終了の日以前の5年間（贈与（相続の開始）の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者に対して支払われた 剩余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剩余金の配当等		(27)	円		
		損金不算入となる給与		(28)	円		
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=((23)+(27)+(28)) /((24)+(27)+(28)) %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合		(30)=(25)/(26)			

会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無	有□ 無□	
(*3)を発行している場合に はその保有者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)
総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)		円

2 経営承継受贈者(経営承継相続人)について

隨時贈与報告基準日(随时相続報告基準日)(*1)における総株主等議決権数	(a)	個
氏名		
住所		
隨時贈与報告基準日(随时相続報告基準日)(*1)における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b)+(c) ((b)+(c))/(a)	個 %
隨時贈与報告基準日(随时相続報告基準日)(*1)における保有議決権数及びその割合	(b) (b)/(a)	個 %
租税特別措置法第70条の7(第70条の7の2)第1項の適用を受けている株式等に係る議決権数(*2)		個
(*2)のうち隨時贈与報告基準日(随时相続報告基準日)(*1)までに譲渡した数		個
隨時贈与報告基準日(随时相続報告基準日)(*1)における同族関係者	氏名(会社名) 住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合 (c) (c)/(a)
第9条第4項各号に掲げる事実のうち、今般、経営承継受贈者に生じた号数		
第9条第4項各号に該当し、代表者を退任した年月日		

3 隨時贈与報告基準期間(随时相続報告基準期間)中における特別子会社について

区分	特定特別子会社に該当 / 非該当
会社名	
会社所在地	
主たる事業内容	

資本金の額又は出資の総額		円
総株主等議決権数	(a)	個
株主又は社員	氏名（会社名） 住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合 (b) (b)/(a) 個 %

4 施行規則第12条第5項の表の第3号に規定する特別贈与認定株式再贈与（同条第7項の表の第3号に規定する特別相続認定株式贈与）について

当該贈与に係る受贈者の氏名	
当該贈与に係る受贈者の住所	
当該贈与が行われた年月日	
認定贈与株式（認定相続株式）のうち、当該贈与の対象となる株式の数	

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 3 報告書の写し及び施行規則第12条第6項（第8項）各号に掲げる書類を添付する。
- 4 報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときには、その旨を証する書類を添付する。
- 5 隨時贈与報告基準事業年度（隨時相続報告基準事業年度）終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。
- 6 報告者の経営承継受贈者（経営承継相続人）が当該報告者の代表者でない場合（その代表権を制限されている場合を含む。）又は経営承継贈与者が当該報告者の代表者若しくは役員（代表者を除き、当該報告者から給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の支給を受けた役員に限る。）となった場合であって、当該経営承継受贈者（経営承継相続人）が施行規則第9条第4項各号のいずれかに該当するに至ったときには、その旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

- 1 報告者が株式交換等により特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）たる地位を承継した株式交換完全親会社等である場合にあっては、「隨時贈与報告基準日（隨時相続報告基準日）における常時使用する従業員の数」については、特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）の常時使用する従業員の数に株式交換完全子会社等

(承継前に特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）だったものに限る。)の當時使用する従業員の数を加算した数を記載する。

- 2 単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。
- 3 「随時贈与報告基準期間（随時相続報告基準期間）における代表者の氏名」については、随時贈与報告基準期間（随時相続報告基準期間）内に代表者の就任又は退任があった場合には、すべての代表者の氏名をその就任又は退任のあった期間ごとに記載する。
- 4 「随時贈与報告基準事業年度（随時相続報告基準事業年度）（年月日から年月日まで）における特定資産等に係る明細表」については、随時贈与報告基準事業年度（随時相続報告基準事業年度）に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 5 「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により報告者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。
- 6 「(*3)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 7 「総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。
- 8 「随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）(*1)における」については経営承継受贈者（経営承継相続人）の死亡の直前における状況を、「随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）(*1)までに」については経営承継受贈者（経営承継相続人）の死亡の直前までの状況を、それぞれ記載する。
- 9 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 10 「第9条第4項各号に掲げる事実のうち、今般、経営承継受贈者に生じた号数」及び「第9条第4項各号に該当し、代表者を退任した年月日」並びに「4 施行規則第12条第5項の表の第3号に規定する特別贈与認定株式再贈与（同条第7項の表の第3号に規定する特別相続認定株式贈与）について」は、経営承継受贈者（経営承継相続人）が施行規則第12条第5項の表の第3号に規定する特別贈与認定株式再贈与（同条第7項の表の第3号に規定する特別相続認定株式贈与）を行った場合に記載する。
- 11 「特別子会社」については、随時贈与報告基準期間（随時相続報告基準期間）中において報告者に特別子会社がある場合に記載する。なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

様式第16中「ただし書」を「の表の第2号、第3号」に改める。

様式第17を次のよう改める。

様式第 17

施行規則第 13 条第 2 項の規定による確認申請書

年 月 日

経済産業大臣名 殿

郵便番号

会社所在地

会社名

電話番号

代表者の氏名

印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 13 条第 1 項の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 特別贈与認定中小企業者等について

主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額	円		
経営承継贈与者（当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る贈与をした経営承継受贈者のうち最も古い時期に当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。以下同じ。）の相続の開始の日	年 月 日		
経営承継贈与者の相続の開始の時ににおける常時使用する従業員の数	(a)+(b)+(c)-(d)	人	
厚生年金保険の被保険者の数	(a)	人	
70 歳以上 75 歳未満である健康保険の被保険者の数 (*1)	(b)	人	

	70歳以上であって(*1)に該当しない常時使用する従業員の数	(c)	人	
	役員（使用人兼務役員を除く。）の数	(d)	人	
経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度（年月日から年月日まで）における特定資産等に係る明細表				
種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分((*2)を除く。)		(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*2)		(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの		(3) 円	(14) 円
不動産	現に自ら使用しているもの		(4) 円	(15) 円
	現に自ら使用していないもの		(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの		(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの		(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの		(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的としないで有するもの		(9) 円	(20) 円

	現金及び預貯金その他これらに類する資産		(10)	円	(21)	円
現金、預貯金等	経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者等(施行規則第1条第12項第2号ホに掲げる者をいう。)に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産		(11)	円	(22)	円
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 円	特定資産の運用収入の合計額	(28)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 円			
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(29)	円		
経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日以前の5年間(贈与の日前の期間を除く。)に経営承継受贈者及び当該経営承継受贈者に係る同族関係者に対して支払われた剩余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剩余金の配当等 損金不算入となる給与	(25) (26)	円		
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(27)=((23)+(25)+(26)) /((24)+(25)+(26)) %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(28)/(29)	%		
会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無					有□ 無□	
(*3)を発行している場合に はその保有者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)				
総収入金額(営業外収益及び特別利益を除く。)						円

2 経営承継受贈者について

経営承継贈与者の相続の開始の時における総株主等議決権数	(a)	個
氏名		
住所		
経営承継贈与者の相続の開始の直前における経営承継贈与者との関係（親族内・外）		
経営承継贈与者の相続の開始の時における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b)+(c) ((b)+(c))/(a)	個 %
経営承継贈与者の相続の開始の時における保有議決権数及びその割合	(b) (b)/(a)	個 %
経営承継贈与者の相続の開始の日における同族関係者	氏名(会社名) 住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合 (c) (c)/(a)
		個 %

3 相続の開始の時における特別子会社について

区分	特定特別子会社に 該当 / 非該当		
会社名			
会社所在地			
主たる事業内容			
資本金の額又は出資の総額	円		
総株主等議決権数	(a)		
株主又は社員	氏名 (会社名)	住所 (会社所在地)	保有議決権数及びその割合
			(b) (b)/(a)
			個 %

(備考)

- 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。
- 記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。
- 報告書の写し及び施行規則第 13 条第 2 項各号に掲げる書類を添付する。
- 報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であって、同項第 3 号イからハまでに掲げる

いづれかの業務をしているときには、その旨を証する書類を添付する。

5 経営承継贈与者（当該経営承継贈与者が当該特別贈与認定中小企業者の経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る贈与をする前に、当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る受贈をしている場合にあっては、当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る贈与をした経営承継受贈者のうち最も古い時期に当該特別贈与認定中小企業者の認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。）の相続の開始の日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第 6 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当する場合であって、同項第 3 号イからハまでに掲げるいづれかの業務をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

(記載要領)

- 1 単位が「%」の欄は小数点第 1 位までの値を記載する。
- 2 「特定資産等」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 3 「損金不算入となる給与」については、法人税法第 34 条及び第 36 条の規定により申請者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。
- 4 「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 5 「(*3)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第 108 条第 1 項第 8 号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。
- 6 「総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 88 条第 1 項第 4 号に掲げる営業外収益及び同項第 6 号に掲げる特別利益を除いて記載する。
- 7 「特別子会社」については、相続の開始の時において申請者に特別子会社がある場合に記載する。なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。

附 則

- 1 この省令は、所得税法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。
- 2 この省令の施行前にされた法第十二条第五項ただし書又は第七項ただし書の報告であつてこの省令の施行の際確認をするかどうかの処分がされていないものに係る同項の確認については、なお従前の例による。